

# 山形歯科専門学校G P A制度運用規定

令和元年5月30日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、山形歯科専門学校学則（以下、「学則」という。）第4章「試験、評価、単位の認定及び卒業」中の第19条・第20条・第21条により算出された学業成績の評価を基とし、G P A（グレード・ポイント・アベレージ）制度を用いてより精度の高い学修状況の把握と管理を行うため、その制度運用の詳細について必要事項を定めるものである。

(成績評価及びG P)

第2条 学期毎に、当該学期に履修した授業科目の成績について、学則第21条により4段階で評価し、当該評価に対し次の通りG Pを付与する。

成績評価	A	B	C	D
評点区分	80～100	70～79	60～69	0～59
レベル	基準を超えて 優秀である	望ましい基準 に達している	最低限の基準 に達している	基準を大きく 下回る
G P	3	2	1	0

(G P A制度の概要と計算方法)

第3条 G P Aとは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係るG Pに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。ただし、その数に小数点以下第2位未満の端数があるときは、小数点以下第3位の値を四捨五入するものとする。

$$G P A = \frac{(G P \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- G P Aは、学期毎に算出する学期G P Aと、在学中の各学期を通算して算出（学年毎・在学全期間を含む）する累積G P Aとする。
- 原則として本校で開講している授業科目は全てG P Aの対象となるが、次に掲げる科目は、G P Aの算出に含めない。
  - 「総合講義」（第3学年）
  - 学則第22条の2に定めのある本校入学前に修得した単位認定科目
  - 学則第22条の3に定めのある他の大学等における学修その他文部科学大臣等が別に定める学修による単位認定科目
- 累積G P Aの算出に当たり再履修科目が含まれている場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得G Pを算出から除外する。

(学期G P A及び累積G P Aの管理)

第4条 学期G P A及び累積G P Aに係る評価と管理は、教務主任が主管し教育運営委員会が統括する。

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほかG P Aに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は令和元年6月1日より施行する。
- 2 この規定の施行前に行った成績評価及び単位の認定については、なお従前のおおりする。